

1	略				
2	長崎県 国境離 島地域 滞在型 観光促 進事業 等交付 金	略			
3～7	略				
8	宿泊施 設の生 産性向 上支援 事業費 補助金	省力化等 を通じた 生産性向 上のため の取組を 支援する ことで、 原油 価 格・物価 高騰に加 えて人手 不足の影 響を受け る宿泊事 業者の経 営改善を 図る。	補助対象者が実 施する次に掲げ る取組に要する 経費 (1) 省力化を通 じた生産性向 上に資する設 備等の導入に 要する経費 (2) DX（シス テム化）を通 じた生産性向 上に資する設 備等の導入に 要する経費	予算の範 囲内にお いて知事 が別に定 める基準 による。	県内宿 泊事業 者
スポーツ振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	長崎県 民体育 大会開 催費補 助金	広く県民 各層のス ポーツを 振 興 し て、その 普及及び 発展と競 技 力 の 向上を図 り、併せ て県民の 健 康 を 増進し、 明朗な県 民性を養 うことを 目的とす る。	長崎県民体育大 会の開催に必要 と認める経費	予算の範 囲内で知 事が定め る額	公益財 団法人 長崎県 スポー ツ協会
2～5	略				

1	略				
2	長崎県 国境離 島地域 滞在型 観光促 進事業 交付金	略			
3～7	略				
スポーツ振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	長崎県 民体育 大会開 催費補 助金	広く県民 各層のス ポーツを 振 興 し て、その 普及及び 発展と競 技 力 の 向上を図 り、併せ て県民の 健 康 を 増進し、 明朗な県 民性を養 うことを 目的とす る。	長崎県民体育大 会の開催に必要 と認める経費	予算の範 囲内で知 事が定め る額	長崎県 民体育 大会実 行委員 会
2～5	略				

長崎県告示第453号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域環境課関係						別表（第2条関係） 地域環境課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金	地球温暖化対策の推進を図る。	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（ <u>令和4年環政計発第2203301号</u> ）に定める重点対策加速化事業として、県や市町が実施する事業のうち、補助対象者が行う事業に要する経費	3分の2以内、2分の1以内、3分の1以内又は定額	市町、民間事業者等	3	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金	地球温暖化対策の推進を図る。	国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（ <u>令和5年環地域事発第2301131号</u> ）に定める重点対策加速化事業として、県や市町が実施する事業のうち、補助対象者が行う事業に要する経費	3分の2以内、2分の1以内又は定額	市町、民間事業者
資源循環推進課関係						資源循環推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略						1～6 略					
7	長崎県フードバンク活動設備購入等支援事業補助金	物価高騰の影響を受けるこども食堂等へのフードバンク活動の活性化を図る。	県内のフードバンク活動団体を対象に、フードバンク活動に必要な設備の整備に要する経費 (1) 冷蔵・冷凍庫の購入に係る費用 (2) 冷蔵・冷凍庫の設置に係る費用（配電工事等を含む。） (3) カーゴ（台車）の購入に係る費用 (4) その他、子ども食堂等への食品の提供に必要とされる備品等購入経費	10分の10以内。ただし、100万円を限度とする。	フードバンク活動団体（市町の委託事業としてフードバンク活動をしている者を除く。）						

長崎県告示第454号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	石田 智士	消化器内科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和5年6月1日
2	久保地 泰仁	内科	公益社団法人地域医療振興協会 市立大村市民病院	大村市古賀島町133番地22	令和5年6月1日
3	迎 祐太	泌尿器科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和5年6月1日
4	種部 秀之	整形外科	医療法人徳洲会 長崎北徳洲会病院	西彼杵郡長与町北陽台1丁目5-1	令和5年6月1日
5	畑地 耕次	小児科	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷 1549-11	令和5年6月1日

長崎県告示第455号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能性を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都道府県別漁獲可能性について、本県に定められた数量に関する事項
令和5年7月1日から令和6年6月30日の都道府県別漁獲可能性は以下のとおりである。
【まさば及びごまさば】 25,600トン
- 都道府県別漁獲可能性について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能性に関する事項
令和5年7月1日から令和6年6月30日の知事管理漁獲可能性は以下のとおりとする。
【まさば及びごまさば】
長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 23,800トン
長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

長崎県告示第456号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり青果物の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 委託年月日
令和5年4月3日
- 受託者の所在地及び氏名
所在地 諫早市幸町76-28
氏名 諫早青果株式会社 代表取締役 井上 竜太
- 委託事務
長崎県農林技術開発センター畑作営農研究部門において生産された青果物の販売業務
- 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第457号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり花き類の販売業務を委託

したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 諫早市川床町576-1
氏 名 株式会社諫早花市場 代表取締役 土肥 孝好
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター農産園芸研究部門において生産された花き類の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第458号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茶の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 長崎市元船町17番1号
氏 名 長崎県職員生活協同組合 代表理事 理事長 廣島 時一
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された茶の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第459号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茶の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1783-1
氏 名 西九州茶農業協同組合連合会 代表理事会長 金原 壽秀
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された茶の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月3日から令和5年12月28日まで

長崎県告示第460号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり果実の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 諫早市栗面町174番地1
氏 名 長崎県中央農業協同組合 代表理事組合長 真壁 正二郎

3 委託事務

長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された果実の販売業務

4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第461号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり果実の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年4月3日

2 受託者の所在地及び氏名

所在地 大村市杭出津1-840-3

氏名 県央大村青果株式会社 代表取締役社長 柴田 幸広

3 委託事務

長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門において生産された果実の販売業務

4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第462号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり肉用牛、乳用牛の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年4月3日

2 受託者の所在地及び氏名

所在地 福岡県太宰府市都府楼南5-15-2

氏名 J A全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 森山 篤志

3 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された肉用牛、乳用牛の販売業務

4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第463号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり肉用子牛の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和5年4月3日

2 受託者の所在地及び氏名

所在地 島原市萩原2丁目5192番地1

氏名 島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治

3 委託事務

長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された肉用子牛の販売業務

4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第464号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり乳用子牛（2か月未満）、交雑子牛（2か月未満）の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 熊本県熊本市東区桜木6丁目3番54号
氏 名 熊本県畜産農業協同組合 代表理事組合長 高森 雄二
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された乳用子牛（2か月未満）、交雑子牛（2か月未満）の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第465号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり牛乳の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 雲仙市瑞穂町古部甲2021
氏 名 ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村 隆馬
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された牛乳の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第466号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり豚の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月3日
- 2 受託者の所在地及び氏名
所在地 島原市有明町大三東戊667-1
氏 名 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 大庭 英行
- 3 委託事務
長崎県農林技術開発センター畜産研究部門において生産された豚の販売業務
- 4 委託期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
西海市大瀬戸町瀬戸福島郷字深浦1168の1、1173の2、1174の2、1175の2、1176から1178まで、1210の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

長崎県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷字横尾塚ノ本26の1、26の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

長崎県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲仙市小浜町北本町字南羽毛合817の1・831の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、829、830、字刈水1019の1・字西板ノ迫1100・1104（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1102
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

長崎県告示第470号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年6月30日

島原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和5年6月13日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名称 島原市
所在地 長崎県島原市上の町537番地
代表者の氏名 島原市長 古川 隆三郎
代表者の住所 長崎県島原市上の町537番地
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県島原市広馬場町390番から津町588番3を経て、湊新地町396番に至る間の地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
4,442.53平方メートル
- 4 埋立地の用途
緑地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成30年1月17日
長崎県指令29港許第12号
- 6 閲覧場所
島原市上の町537番地
島原市役所

長崎県告示第471号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年6月30日

島原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和5年6月19日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名称 島原市
所在地 長崎県島原市上の町537番地
代表者の氏名 島原市長 古川 隆三郎
代表者の住所 長崎県島原市上の町537番地
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
長崎県島原市有馬船津町1033番2地先から984番第2地先、島原市津町529番6地先から528番2地先
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
1,396.81平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成30年1月17日

長崎県指令29港許第11号

6 閲覧場所

島原市上の町537番地

島原市役所

長崎県告示第472号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり歳入等の納付事務に係る指定納付受託者の指定（令和5年3月31日付け長崎県告示第299号の4）の内容変更の届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の内容

区分	変更前	変更後
受託者の名称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ

2 変更日

令和5年7月1日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララプレイスひうみ

長崎県佐世保市ひうみ町1879番26 外

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合ララコープ 代表理事理事長 石原 茂

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,075平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

①設置者、建物等の概要

・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施したうえで、必要な追加的対応策を講じること。

②騒音の発生に係る事項

・届出書記載の騒音対策を確実に実施し、営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。

③廃棄物に係る事項等

・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。

- ・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を、見えやすい位置に行うこと。

④街並みづくり等への配慮等

- ・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。
- ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）横手地区（暗渠排水工種）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）横手地区（暗渠排水工種）
土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和5年6月30日から令和5年7月20日まで

3 縦覧場所

平日：佐世保市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）横手地区（区画整理工種）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）横手地区（区画整理工種）
土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和5年6月30日から令和5年7月20日まで

3 縦覧場所

平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、芦辺地区県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の3で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
芦辺地区土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和5年6月30日から令和5年7月20日まで

3 縦覧場所

壱岐市役所郷ノ浦庁舎窓口
勝本庁舎窓口
芦辺庁舎窓口
石田庁舎窓口

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、大村市長から公共測量（数値地形図データ作成、数値地形図データ修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年6月30日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市	令和5年7月10日から 令和6年3月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二一
二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クック
プリン
宏
弥ト